

### 3 行動計画

#### (1) 景観配慮が必要な要素の整理

##### 1) 景観規制の現状と課題

若桜町及び八頭町の区域における建築物の建築や工作物（屋外広告物を含む）の設置は、鳥取県景観形成条例及び鳥取県景観計画が適用され、一定規模以上のものについて県への届出を義務付けている。届出の対象となる行為については、鳥取県景観計画に定める景観形成基準（位置、外観及び色彩等の基準）に適合する必要があるが、小規模な建築物・工作物は規制の対象となっていない。

また、同区域における屋外広告物の設置は、鳥取県屋外広告物条例が適用となり、新因幡ライン沿線及び若桜鉄道沿線はそれぞれの両側 200m（国道 29 号八頭町堀越～安井宿の区間にあっては両側 500m）の範囲が市町村の許可が必要な制限区域として設定されている。しかし、小規模な自家用広告物（事業所等の敷地で事業所名等を表示する広告物）等については、若桜町又は八頭町の許可を得ることなく設置が可能であり、また、許可不要な広告物にも適用される一般的基準のうち色彩に係る制限も一定規模以上のものにしか適用されない。

（屋外広告物法に基づく広告物の表示及び掲出物件の設置にかかる許可、指導監督の事務は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により若桜町及び八頭町が行っている。）

県では、景観形成と経済活動等との調和を図る必要があるため、県下広域に適用する基準は規模の大きな建築物、工作物への適用にとどめ、適用される場合でも緩やかなものとなっている。

このため小規模な広告物や建築物等が自由な形態意匠により設置され、新因幡ライン沿線の景観を阻害する要因の一つとなっている。

#### 【新因幡ライン沿線における景観法及び屋外広告物法に基づく規制基準】

規制法	規制主体	規制基準を定める規程	適用規模	主な基準								
景観法	県	鳥取県景観計画 (景観形成基準)	<建築物の建築及び工作物の設置> 高さ 13m又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	外観のベースカラーは次のとおりとすること <table border="1"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	色相	彩度	0. 1R～10R	4 以下	0. 1YR～5Y	6 以下	上記以外	2 以下
色相	彩度											
0. 1R～10R	4 以下											
0. 1YR～5Y	6 以下											
上記以外	2 以下											
屋外広告物法	町	鳥取県屋外広告物条例 (一般的基準、許可基準)	<一般的基準のうち色彩基準が適用される規模> 高さ 10mを超え、かつ表示面積 30 m <sup>2</sup> を超えるもの  <許可が必要な自家用広告物の規模> 一つの事業所等につき、 広告物の表示面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超える場合	1面の表示面積の 1/2 を超えて彩度 8 以上の色を使用しないこと  広告物の種類により高さや表示面積の基準を設定  (野立て広告の例) ・高さ 10m以下 ・表示面積 30 m <sup>2</sup> 以下								

## 2) 景観診断で抽出された景観配慮が必要な要素の整備方針

令和2年9月26日に新因幡ライン沿線の代表的な12地点を抽出して景観診断を行った。景観診断は、20名が参加してワークショップ形式で行い、大別して以下に掲げる要素ごとに課題を整理した。この診断結果に基づき各要素ごとの整備方針を検討する。

### ア) 公共広告物

#### ① 公共広告物の点検

若桜町、八頭町及び県の広告物は、施設案内、環境美化等の意識啓発、地域のPRなどの目的で設置されているが、その大部分が設置から相当年数経過しており、目的を終えたものの、劣化が進んでいるものが散見される。インターネットなど情報通信技術が発達した現代では、より効果的な代替手段が登場しており（例えば、施設案内はカーナビゲーションや地図アプリ、意識啓発やPRはソーシャルネットワークサービスなど）、地域のPRを行う看板がかえって景観を阻害するなど逆効果となっているものもある。

このことから沿線の公共広告物については、設置者が広告物の目的、必要性について個別に点検し、検討を行っていく。

#### ② 公共広告物の撤去、改修及び維持保全

設置者は点検の結果により、役割を終え必要性の乏しい広告物は撤去し、設置を継続する必要がある広告物は鳥取県屋外広告物条例に基づき2年毎に安全点検を行うとともに、規模、デザイン・色彩が周囲の景観にそぐわないものは調和させるよう改修を行う。

設置者は、この方針に沿って広告物の維持保全に関する計画を作成し、計画的に改修、維持保全を行うよう努めるものとする。

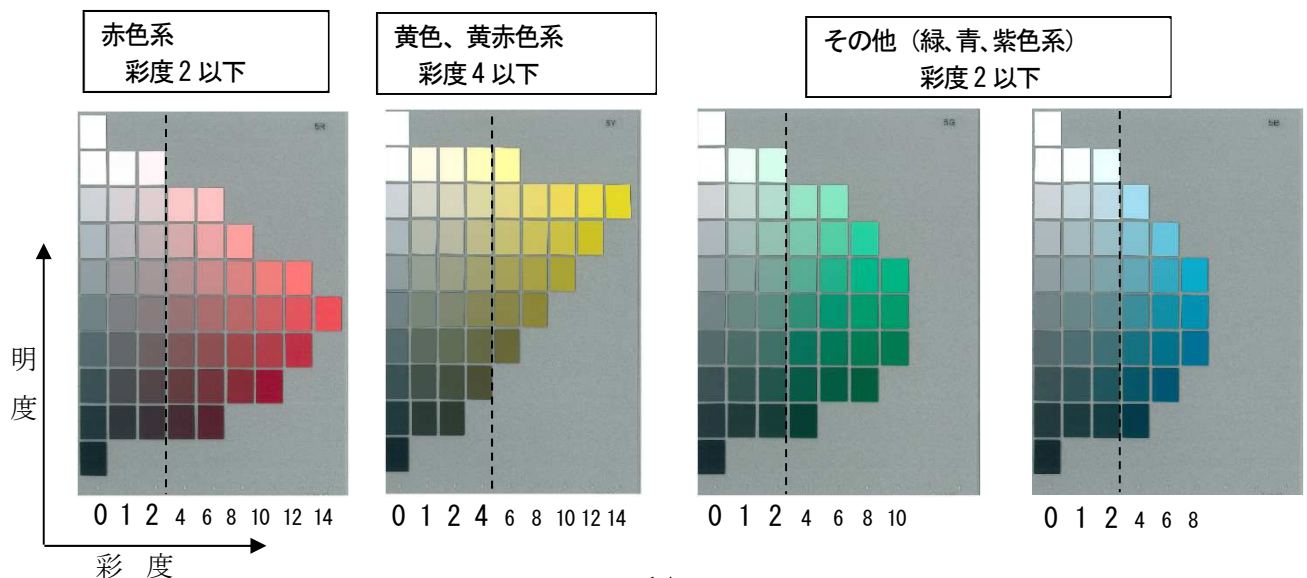
設置者が広告物を景観に調和するよう改修を行う場合は、規模、デザイン・色彩について、鳥取県景観計画に定める景観形成重点区域に適用される景観形成基準（以下「重点区域景観形成基準」）を適用するものとする。

さらに、町及び県は、新因幡ラインの公共広告物に使用する色や色数（例えば、特定の2色又は3色までとする等）などのデザインコードを定める公共サイン計画の作成を検討し、沿線の公共広告物をシンプルかつ統一感が感じられるものとなるよう配慮する。

#### 【鳥取県景観計画における景観形成基準（色彩）】

色相	景観計画区域	景観形成重点区域
赤色系 (R)	4	2
黄色系 (Y)、黄赤色 (YR)	6	4
その他 (G、B、P等)	2	2

<景観形成重点区域の場合> それぞれ点線より左側の色が使用できる



## イ) 民間広告物及び民間建築物・工作物

### ① 民間広告物等の誘導

景観形成重点区間の沿線では、民間の広告物及び建築物・工作物（以下「民間広告物等」という。）については、鳥取県景観計画に定める重点区域景観形成基準に適合するよう誘導を図っていく。

町は、住民・事業者等に対し、チラシや各町のホームページ等により、公共広告物の改善の取組みを紹介し、同様に民間広告物等が同基準に適合するよう協力を呼びかける。さらに、屋外広告物設置等の許可が必要な広告物については、許可申請の手続き時に協力を呼びかける。また、住民・事業者等とワークショップや意見交換会などを開催し、新因幡ライン沿線の景観改善に取り組む意義について理解を求め、啓発していくことなども考えられる。

なお、既存広告物等については、町で改修の誘導方策を検討し、県は町に対し必要な支援を行う。

町は、上記の民間広告物等の重点区域景観形成基準への適合を誘導しつつ、沿線の景観を保全するためより詳細な独自の規制が必要な場合は、法的根拠を伴った景観規制ができるよう景観行政団体への移行を検討していく。

#### 【景観行政団体への移行と景観計画の策定】

市町村は景観法に基づく景観行政団体となることによって、独自に景観計画（景観形成基準）を定め、また屋外広告物条例を設け、地域の実情に応じたきめ細かい規制を行うことができる。（条例・景観計画の制定・改正や景観法に基づく届出に係る事務を町で行うことになる。）

### ② 地元貢献企業等への働き掛け

那須街道（那須町）、京都市では、区域を定めて広告物に使用する色を限定して統一感のある景観を創り出している。こうした事例を参考として、町及び県は協力して大手コンビニ、金融機関、郵便局などの事業者に対して新因幡ラインにおける景観形成の取組み及びその意義について理解を求め、景観に配慮した広告物とするよう協力を働き掛けていく。

景観への配慮として、例えば、店名等の表示について、ベース色を白とし文字は黒又は茶系色とする（ベースの面積が小さい場合は、逆も可とする）ことや、あるいは地元産木材を使用した設えなどを提案していく。



事例 那須街道の看板（那須町）



事例 ローソン（京都市）



八頭町西御門のローソン

(誘導していくデザインの例)



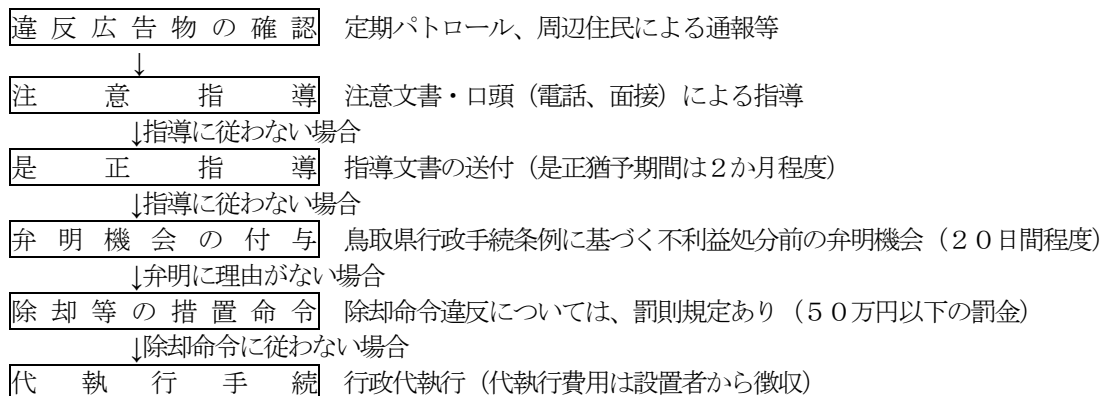
### ③ 小規模な広告物の誘導

蛍光色が用いられることが多いのぼり旗、派手なポスター類は、景観形成に好ましくない影響を与えるため、町は、景観形成重点区間においては、必要な期間に限定して設置されるものを除き、重点区域景観形成基準に適合するものとするよう誘導を図っていく。

### ④ 違反広告物の取締り

鳥取県屋外広告物条例の規定に違反している広告物（以下「違反広告物」という。）は、景観形成に悪影響を与える恐れが高い。町は違反広告物を取り締まるため、景観形成重点区間を中心として毎年パトロールを行い、違反広告物の設置者に対して同条例に基づき違反広告物を是正するよう指導を行い、指導に従わない場合は同条例に基づき必要な措置の命令を行う。

<違反広告物の除却命令等の手続きフロー（鳥取県屋外広告物条例第8条）>



## ウ) 道路附属物等

景観診断では、景観に配慮を要する要素としてガードレール、ガードパイプ、道路照明灯、電光掲示板、道路案内標識等が指摘された。それぞれ交通事故防止や案内・誘導等の目的・機能があり必要な設備として設置されている一方、景観に与える影響が小さくない。これらの道路附属物等を沿線に設置する場合は、目的や景観に与える影響の度合いを比較考慮し、地点や区間ごとに対応を検討する必要がある。

道路管理者である国土交通省及び県は、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」(道路のデザインに関する検討委員会)を参考に、次に掲げるとおり沿線の景観に配慮した道路附属物等の整備、管理を検討していく。

また、新因幡ラインに接続する県道及び町道についても、接続する交差点付近等、可能な範囲で同様に対応していくものとする。

### ① 色彩等

道路附属物等の新設、更新又は改良を行う場合に使用する色は、法令等に定めがある場合を除き、住民・団体等に「八頭ブラウン」という名称で親しまれているダークブラウンを基本とする。(視線誘導や注意喚起等のため反射シートを巻き付けるなど、異なる色彩を使用・付加する場合がある。)

また、住民・団体等が本行動計画の内容に沿って行うガードレール等を塗装する活動について、道路管理者は必要な協力を行うものとし、町は、活動の支援及び新たな団体等の掘り起こしを図る。



地域住民等によるガードパイプの塗装 (八頭町大門地区)

### ② 防護柵

景観形成重点区間では、景観を見通し易くするため、ガードパイプ又はガードケーブル等の透過性の高い防護柵の採用を検討するものとする。



ガードパイプ

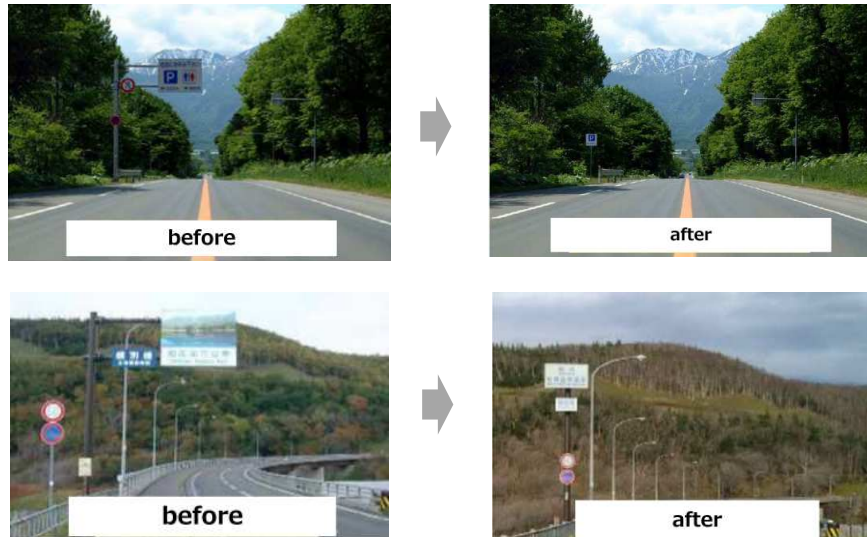


ガードケーブル

### ③ 道路案内標識

大型の道路案内標識又は複数の道路案内標識が集中して設置されていることにより、良好な景観の支障となっている地点では、標識板面の小型化・集約化や設置位置を変更することを検討するものとする。

(北海道の事例)



### ④ その他の附属物等

国道 482 号の若桜町茗荷谷他 4 箇所を設置されている凍結防止剤散布機器は、冬期期間以外はカバーが掛けられているが、カバーの色彩が黄色と目立ち過ぎるため、周辺景観に調和する茶系色のカバーに取り替える。

このようなカバー類や長期にわたって設置する仮設物（仮設用防護柵等）等については、同様に茶系色のものを採用するなど景観への配慮に努めるものとする。



## エ) 沿道の除草、植栽の管理等

沿道の除草は、道路管理者が歩行者・車両等が安全に通行できるよう路肩周辺の除草を定期的に行っているが、全ての区間の除草を毎年度実施し、良好な景観を維持することは困難であるため、景観形成重点区間については、重点的な除草の実施を検討するとともに、ボランティアの活用を推進する。

ボランティアの活用については、県では「河川・道路ボランティア促進事業」を実施し、住民が土木施設愛護ボランティアとして県が管理する道路・河川の除草・清掃等を行うことで、地域の実情に応じた環境保全を推進している。

また、国土交通省は、道路の清掃、植栽管理等を行うボランティア団体と協定を締結し、必要な用具等を提供する「ボランティア・ロード」制度を設けている。国道29号では、R29活性化委員会が国土交通省と協定を締結し、八頭町立八東小学校緑の少年団や更生保護女性会八東支部等と協働で沿線の植栽管理・美化活動及び地域の活性化に取り組んでいる。

R29活性化委員会からは、こうした活動を継続していくための課題として、苗・肥料代等の費用負担や参加者の確保の難しさなどが挙げられている。

町は、住民・団体等による緑化・美化活動の継続及び新たな団体等の掘り起こしを図るとともに、緑化・美化活動の広報・周知による沿線住民への啓発等を行う。

(鳥取県「河川・道路ボランティア促進事業」の概要)

区分	参画型ボランティア促進事業	協働型ボランティア促進事業	スーパーボランティア支援事業
目的	自主的な環境美化等(清掃・除草・除雪等)を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う。	県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、一定区間の維持管理(除草・植栽管理・除雪等)を行う団体の活動を支援する。	公園、河川敷等を活用した地域づくりや賑わい創出の活動と併せて適切な維持管理を継続して行う団体の活動を、県と市町村が連携して支援する。
活動規模	任意の規模	道路 0.5km以上 河川 0.2ha以上 植栽枳 50㎡以上	活用する公共空間の範囲
交付金等	【奨励金】 参加者 100円/人・時間 草刈機等 100円/台・時間  (上限 10万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽枳 500円/㎡ 歩道除雪 20円/㎡  (上限 40万円/年、ただし、歩道除雪は 20万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽枳 500円/㎡ (上限 60万円/年) 【簡易施設設置等交付金】 施設設置の原材料費等、伐開除根に必要な機械等の使用料等の額 (1団体につき 50万円まで)



令和2年9月12日青木国土交通副大臣視察  
八東小緑の少年団 (八東小前)



## オ) バス待合所

バス待合所は、道路管理者、町又は個人（地域の代表者等）により設置されているが、経年により施設の老朽化、劣化が進んでおり、このまま放置すると沿線景観の支障となる恐れがある。

バス待合所のうち道路管理者又は町が管理するものについては、現在の閉塞的な印象を与えているものを、周辺の景観と調和した開放的で軽快な印象を与えるものに改修することを検討する。改修方法としては、劣化したすりガラスの交換や色の塗り替え又は壁面全体を透明なものにすること等が考えられる。

また、個人のバス待合所は、イ)「民間広告物及び民間建築物・工作物」の方針に準じて改修されるよう誘導を図る。

(八頭町管理の例)



(個人管理の例)





## カ) 電線・電柱等

### ① 景観形成重点区間の無電柱化

私たちの生活に不可欠な電気・通信に必要な電線・電柱等は、古くから道路沿いを中心に設置されてきた。国道29号沿線においても多くの電柱が建ち、電線が張られ、景観を阻害している区間がある。国は、昭和60年代から防災減災、景観形成・観光振興の観点から無電柱化を推進しており、平成28年には「無電柱化の推進に関する法律」が制定されている。これまで無電柱化には多大なコストを要するため、主に都市部において実施されてきたが、無電柱化の低コスト工法の一層の普及拡大を目的として平成31年に「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案） Ver.2」を国土交通省がとりまとめている。

町及び県は、景観形成重点区間のうち、「道の駅若桜『桜ん坊』」「道の駅はっとう」「物産館みかど」の周辺区間について、電気通信事業者は無電柱化、鉄塔の移設等の景観への配慮を働きかけていく。



### ② 若桜町若桜宿の無電柱化

まもなく国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）に選定される若桜宿は、伝統的な町家の修復・保全など町並み整備に向けた取組みを進める計画になっている。また、交通安全や防災の観点からも、重伝建地区内の歴史的な町並み景観の支障となっている電柱や電線について、他の重伝建地区の取組み（45%の重伝建地区が無電柱化を実施）を参考にしながら、無電柱化を検討していく。整備にあたっては、例えば、「歴史まちづくり法」や街なみ環境整備事業を活用することなどが考えられる。

#### 【街なみ環境整備事業（国土交通省補助）】

住宅等が良好な美観を有していないなど住環境の整備改善を要する区域において、住宅や地区施設、生活環境施設等の整備を行うことで、住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。

<補助対象（補助率）>

- ・道路整備、公園整備、無電柱化、空き家の除却、景観重要建造物の整備（市町村等の1/2）
- ・住宅等の修景（市町村等の1/2かつ民間が要する費用の1/3）

#### 【名古屋市有松重要伝統的建造物群保存地区の事例】

地元有志が中心となって、無電柱化及び道路の一方通行化について住民の合意形成が図られた。脇道の電柱に変圧器を設置すること及び当該路線区域外に地上機器を設置することで歴史的町並みの景観に配慮されている。

(整備前)



(整備後)



### キ) 花御所柿畑の防風ネット

八頭町内に広がる花御所柿畑の風景は、新因幡ラインにおいて最も重要な景観の一つである。しかし、多くの柿畑で使用されている人工的な青色の防風ネットがよく目立ち、景観診断においても景観の支障となっていると評価されている。

柿の栽培において、防風ネットの色に特段の意味はなく、一部の柿畑で使用されている黒色の防風ネットは周辺の景観に溶け込み、柿畑の風景を阻害しないものとなっている。

町は、農協等の協力を得ながら、柿農家に対して本計画の取組みに対する理解を求め、防風ネットの更新の際には柿畑の風景を阻害しない黒色又は茶系色を使用するよう誘導を図る。



### ク) 遊休・荒廃農地等

農業後継者の減少と高齢化による遊休農地、荒廃農地の発生は全国的にも深刻な問題であり、新因幡ライン沿線は、ふるさとの原風景と言うべき農村景観が大きな特徴となっているが、荒れた田畑が農村景観を阻害する要因の一つとなっている。

町は、良好な農村景観の維持、保全を図っていくため、次に掲げる事業等の活用を住民、農業者等に働きかけ、新たな景観スポットの造成など新因幡ラインの魅力向上につなげていく。

#### 【八頭町若桜鉄道沿線周辺景観形成事業】

沿線の遊休農地や耕作放棄地又は駅舎周辺の草刈りや草花の植栽・果樹の植樹等を集落・団体に委託し、若桜鉄道沿線の魅力向上を図る。

(定額5万円、令和2年度実績：11団体)

#### 【八頭町地力増進作物等奨励事業】

地力増進作物又は景観形成作物を作付けする農業者に対し奨励金を交付することにより、農地維持、連作障害の回避、地力増進、輪作体系の確立とともに、遊休農地化の抑制を図る。

(5千円/10a、令和2年度実績：79名、取組面積322,890㎡ 交付金総額1,614,450円)

#### 【多面的機能支払交付金】

農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等)の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援

(北栄町下種 地域ふるさと保全会の活動の事例)

遊休農地対策として、ひまわりやコスモスを植える景観形成活動に取り組んでおり、観光資源としてfacebook等を活用した情報発信も行っている。



### 3) 民間活動への支援

県は、広域にわたる景観資源を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成の取組みを推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づく事業に補助金を交付する「広域景観形成支援事業」を令和3年度当初予算で創設した。

本事業は、本行動計画による取組みをモデル的に支援し、今後、他の市町村へ波及させていくことを想定している。

本事業では、住民・団体等が行動計画の内容に沿って行う活動への助成（市町村を介した間接補助）をメニューの一つとして掲げており、上記2)の景観配慮が必要な要素への取組みに沿った住民・団体等の活動が助成の対象となる。

町は、「広域景観形成支援事業」を活用し、住民・団体等の活動への支援を検討する。

#### 【助成対象となる活動の例】

- 屋外広告物及び建築物・工作物の改修等（重点区域景観形成基準に適合する改修等）
- ガードレール等の塗装（ダークブラウンへの塗装）
- 沿道の植栽管理・美化活動
- 花御所柿畑の防風ネットの交換（青色のものから黒色又は茶系色のものへの交換）

#### 鳥取県広域景観形成支援事業の概要（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

補助金名	実施主体	補助対象	限度額	補助率	予算額
広域景観形成支援事業補助金	市町村	○展望地・滞留拠点（道の駅等）整備に要する費用 ・基本構想策定費 ・基本計画、基本設計、詳細設計費 ・整備費	500/箇所	1/2	2,000
		○住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催に要する費用（講師謝金・旅費、会場費、需用費等） ○広報等に要する費用（委託費等）	100/件		400
		○景観への配慮を目的とする広告物の改修等に要する費用 ○農業用資材等の改修又は交換等に要する費用 ○美化・緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理）に要する費用 ○民間事業者等が行うこれらの事業に対する補助に要する費用	500/市町村		1,000
		合計			3,400